

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休日のときは、その翌日)

## 目次

### ◇告 示 結核予防法による医療機関の指定(健康対策課)

天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する利子補給費及び損失補償費補助金交付要綱の一部改正(農地経済課)

## 告 示

### 鳥取県告示第六号

結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十六条第一項の規定に基づき、医療機関を次のとおり指定したので、結核予防法施行規則(昭和二十六年厚生省令第二十六号)第二十六条の規定により告示する。

平成四年一月十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称 所 在 地 指 定 年 月 日

長石医院 八頭郡智頭町大字智頭一五三七  
七  
一  
六 平成三年十二月二十七日

にしむら薬局郡 八頭郡家町大字奥谷一三五  
一  
四 ” ”

中山小児科内科 八頭郡家町大字宮谷二〇六  
一  
九 ” ”

### 鳥取県告示第七号

天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する利子補給費及び損失補償費補助金交付要綱(昭和三十三年十一月鳥取県告示第五百六十一号)の一部を次のように改正し、平成四年一月十日から施行する。

平成四年一月十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

別記様式第一号中「通告 第 四 号」を「第 四 号」に、「通告 第 五 号」を「第 五 号」に改め、記の2の(注)の表を次のように改める。

区 分	被害農林漁業者等への 貸付利率 (年%)	補助割合 (年%)			
		国	県	市町村	計
昭和62年8月28日から9 月1日までの間の暴風雨 の資金の場合	4.8 以内の場合	0.95	0.633	0.317	1.9
	経営資金 4.0 以内の場合	1.35	0.9	0.45	2.7
	3.0 以内の場合	2.405	0.863	0.432	3.7
平成3年9月12日から28 日までの間の暴風雨及び 豪雨以降の資金の場合	6.0 以内の場合	0.975	0.650	0.325	1.95
	経営資金 5.0 以内の場合	1.475	0.983	0.492	2.95
	3.0 以内の場合	3.2175	1.155	0.5775	4.95

別記様式第二号「昭和 年 月 日」を「 年 月 日」に改定し、  
別記様式第三号「昭和〇〇年度」を「 年度」とし、「農林水産省所管」とする。